

TUJ 単位互換プログラムに関する内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、昭和女子大学学則第 40 条に基づき、昭和女子大学（以下「本学」という）学生が参加するテンプレ大学日本校（以下「TUJ」という）での単位互換プログラムに関し、必要な事項を定める。

(TUJ 単位互換プログラムの定義及び分類)

第 2 条 この内規における TUJ 単位互換プログラム（以下「本プログラム」という）とは、本学に在学したまま、TUJ の認める教育課程での学修を目的としたプログラムとする。

2 この内規は TUJ 単位互換協定に基づき本プログラムに参加する場合、及び同協定によらず参加する場合（以下「私費」という）のいずれの場合においても同様に適用する。

(TUJ 単位互換プログラムの分類)

第 3 条 本プログラムの種類を以下の 2 種に分類する。

- (1) TUJ 認定留学
- (2) TUJ 科目等履修
2. 本条第 1 項第 1 号に定めるプログラムは、以下のとおりとする。
 - (1) TUJ の正規課程に所属するプログラム（以下「TUJ 認定留学（授業履修）」という）
 - (2) TUJ 附属語学学校に所属したまま正規授業の一部を履修することができるプログラム（以下「TUJ 認定留学（ブリッジ）」という）
 - (3) その他、グローバル推進委員会の認めるプログラム
3. 本条第 1 項第 1 号で定めるプログラムは、「認定留学に関する内規」第 2 条第 2 項第 5 号で定める「TUJ 認定留学」とみなす。
4. 本条第 1 項第 2 号で定めるプログラムは、本学の世田谷キャンパスの授業を履修しながら、TUJ の提供する正規授業を科目単位で履修するプログラムとする。

(TUJ のセメスターと TUJ 認定留学)

第 4 条 TUJ 認定留学について、TUJ のセメスターと本学での認定留学期間との関係は、以下のとおりとする。

- (1) TUJ の春セメスター（1 月から 5 月）に参加する場合、本学前期（4 月から 9 月）を認定留学期間とみなす。
- (2) TUJ の夏セメスター（6 月から 8 月）に参加する場合、本学前期（4 月から 9 月）を認定留学期間とみなす。
- (3) TUJ の秋セメスター（9 月から 12 月）に参加する場合、本学後期（10 月から 3 月）を認定留学期間とみなす。
2. 本学の世田谷キャンパスで授業を履修中の学生が、当該学期に TUJ 認定留学の参加を希望する場合、これを認めない。
3. TUJ 認定留学の期間は、本学学期の 1 期又は 2 期とする。

(TUJ のセメスターと TUJ 科目等履修)

第 5 条 TUJ 科目等履修の場合、本学の学期に関わらず、TUJ のすべてのセメスターへの参加を認める。

2. TUJ 科目等履修の期間及び回数は、とくに制限を設けない。

(プログラム参加学生の資格)

第 6 条 本プログラムへの参加を志望する者は、明確な目的を持ち、かつ、TUJ の指定する要件を充たさなければならない。ただし、卒業年次生が卒業予定学期を延長して本プログラムへの参加を

申請することは認めない。

2. 英語コミュニケーション学科及び国際学科でヨーロッパ言語を選択した者が、本プログラムに参加を志望する場合は、「認定留学に関する内規」第5条第5項を適用する。

(プログラム参加中の本学科目の履修)

第7条 TUJ 認定留学の場合、認定留学期間中は、本学で開講する科目の履修を認めない。ただし、本プログラム参加前又は参加後に全期間受講可能な科目、その他大学が認める科目についてはこれを認める。

2. TUJ 科目等履修の場合、本プログラム参加期間中であっても、本学で開講する科目を履修することを認める。
3. 本プログラム参加により本学で履修する科目を欠席した場合、公欠の対象とならない。ただし、本学の授業代替日等、大学が必要と認める場合はこの限りではない。

(プログラム申請手続)

第8条 本プログラムの参加を志望する者は、指定の申請期限までに次の書類を所属学科経由でグローバル推進委員会に提出しなければならない。

- (1) TUJ 単位互換プログラム申込書
- (2) 所属学科作成の推薦書（本学所定用紙）
- (3) 参加資格要件を満たすことを証明する書類

(選考方法)

第9条 本プログラム参加学生の選考は、グローバル推進委員会が行う。

2. 本プログラム参加学生の選考方法は面接及び書類審査とし、成績、人物、履修計画、語学力等を総合的に判断する。
3. 選考結果について、できるだけすみやかに大学部局長会で学長に報告するものとする。

(プログラム参加の許可)

第10条 TUJ 認定留学への参加の許可を得るためには、次の書類を所属学科からグローバル推進委員会を経由し、学長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願（本学所定用紙）
- (2) TUJ 履修登録完了通知書又はこれに準ずるもの
2. TUJ 認定留学への参加の許可は、グローバル推進委員会の選考結果に基づき大学部局長会の議を経て、学長が行う。
3. TUJ 科目等履修への参加の場合、前条第3項に定める報告のほかに、とくに許可は要しない。

(プログラムの中止)

第11条 やむを得ない事情で TUJ 認定留学の中止を希望する者は、すみやかに認定留学中止願を学長に提出しなければならない。

2. TUJ 認定留学中止の許可は、グローバル推進委員会で審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。ただし、認定留学の中止が許可された場合は、当該学生の認定留学は取り消されるものとし、これにより当該学期の本学での履修登録を認める場合がある。
3. やむを得ない事情で TUJ 科目等履修を中止した者があった場合は、教学支援センター長又はこれに代わる者ができるだけすみやかにグローバル推進委員会で委員長に報告するものとする。

(プログラム修了後の手続)

第12条 TUJ 認定留学を修了した者は、すみやかに、認定留学修了届を所属学科及びグローバル推進委員会に提出しなければならない。

2. TUJ 科目等履修を修了した者については、教学支援センター長又はこれに代わる者がグローバル推進委員会で委員長に報告するものとする。

(修得単位の認定)

第 13 条 本プログラム期間中に修得した授業科目の単位は、学則 14 条 4 項および 5 項に基づき、学長が、本学において修得したものとして認定する。

2. 本プログラムを修了した者は、プログラム参加中に修得した授業科目の単位の認定にあたり、次の書類を所属学科及び教務部長を経由し、学長に提出しなければならない。認定された単位については、グローバル推進委員会で報告されるものとする。
 - (1) 単位認定願
 - (2) TUJ の発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの(成績評価基準を示す文書を含む)
 - (3) その他教務部委員会が必要とする書類
3. 認定する単位は、プログラム参加期間にかかわらず 30 単位を上限とする。

(プログラム参加の取消)

第 14 条 本プログラムに参加する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、国際交流センター長又は同次長が、所属学科長及び国際交流課長と協議の上、学長の承認を得てプログラム参加の取消を行うことができる。この場合、できるだけ早い機会に、当該学生の参加の取消につき、国際交流センター長が、大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。

- (1) プログラム参加中に、本学の学則に背き、又は学生の本分にもとる行為があったとき
 - (2) TUJ の諸規則に反する行為等により、TUJ からプログラムの継続が認められなくなったとき
 - (3) その他、学長が参加の取消しをすることが適当と判断した場合
2. 前項で定められた理由により取消となった学生のうち、TUJ 認定留学に参加した者については、学長が認定留学の身分を取り消すことができる。また、学長は学則に基づき処分することがある。
 3. 本条第 1 項又は第 2 項で定められた処分のほかに特に措置が必要と判断される場合、学長は、当該学生の所属学科長の提案に基づきグローバル推進委員会で協議の上、大学部局長会の議を経て、実施することがある。

(プログラム参加中の学納金の取り扱い)

第 15 条 本プログラムに参加する者は、本学の定めた学費のすべてを定められた期限までに本学に納めるものとする。

2. 前項の定めに関わらず、私費で本プログラムに参加する者のうち、TUJ 認定留学に参加する場合の本学の学納金の金額及び納入期限は、認定留学に関する内規第 13 条第 1 項を適用する。
3. 本内規第 11 条第 2 項及び第 14 条第 1 項に基づき認定留学が取り消しとなった学生は、免除されていた学費を、指定された納入期限までに納付する場合がある。

(プログラム参加中の文化講座及び学寮研修)

第 16 条 本プログラムに参加する者の文化研究講座及び女性教養講座への扱いについては、本学在学中の他の学生と同じ扱いとする。

2. TUJ 認定留学の場合、本プログラム参加期間中に学寮研修が行われた場合は、これを免除とする。
3. TUJ 科目等履修の場合、本プログラム参加期間中に学寮研修が行われた場合は、これに参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により参加できなかった場合は特別学寮研修への参加を認める。

(昭和ボストンからのプログラム参加)

第 17 条 昭和ボストンで 15 週間以上のプログラムを修了した学生は、昭和ボストンでの残りのプログラムを中止したうえで、翌学期に本プログラムに参加することができる。

2. 前項に従って昭和ボストンのプログラム中止後に本プログラムへの参加を希望する学生は、第 8 条に定める書類をグローバル推進委員会に提出しなければならない。
3. 昭和ボストンのプログラムの中止及び本プログラムへの参加の許可は、グローバル推進委員会の審議を経て、大学部局長会の議を経て学長が行う。

(プログラム参加学生に対する奨学金)

第 18 条 私費で本プログラムに参加する者のうち、TUI 認定留学に参加する者は「認定留学生奨学金に関する内規」に準じて、認定留学奨学金を受給することができる。

2. 本条第 1 項の規定に基づき、TUI 認定留学（授業履修）に参加した場合は、所属学科の授業料の全額を給付する。
3. 本条第 1 項の規定に基づき、TUI 認定留学（ブリッジ）に参加した場合は、所属学科の授業料の半額を給付する。
4. 本条第 2 項から 3 項の規定に基づく奨学金の選考、支給、取消等の手続きは、「認定留学生奨学金に関する内規」第 5 条以降の規程に準ずるものとする。
5. 私費で本プログラムに参加する者のうち、TUI 科目等履修に参加した場合の奨学金については、別に定める。

(内規の改廃)

第 19 条 この内規の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この内規は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 30 年 12 月 20 日に改定し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

[修得単位の認定手順に関する規定の改定]

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

[組織変更]

この内規は、2023 年 3 月 2 日に改定し、2023 年 4 月 1 日より施行する。

[プログラム参加中の公欠の取り扱いに関する規定の改定]

この内規は、令和 6 年 4 月 25 日に改定し、同年 4 月 1 に遡って施行する。

[学年次、進級及び留年に関する学則条項の変更に伴う修得単位の認定に関する条項の改定]